

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社グループの対応について

3月21日に18都道府県全ての地域で「まん延防止重点措置」が解除されましたが、感染者の高止まり、「まん延防止重点措置」解除のリバウンド、第7波の懸念がある状態です。このような状況から、当社は感染防止の社会的責任を果たすために引き続き3月中実施してまいりました下記施策を、4月も継続いたします。

### 記

#### 当社グループの方針

下記の新型コロナウイルス感染防止策を令和4年4月30日まで実施いたします。ただし、新型コロナウイルス感染の状況次第では延長または、感染防止策の強化を行う場合がございます。

#### 具体的実施事項

- ・全地域において、飲み会、懇親会等の開催、参加は自粛とする。また接待を伴う飲食店での飲食は禁止とする。
- ・全地域において、職場が主催する懇親会、取引先接待を禁止する。
- ・全地域において、個人的な飲み会及び会食の自粛は解除するが、「マスク会食」等の感染防止策を励行する。
- ・テレワーク等による在宅勤務は継続するが、オフィスワークとテレワークを柔軟に組み合わせた勤務形態に移行する。また、時差出勤については継続する。
- ・社内会議、打合せについては、引き続き Web 会議等を有効活用する。
- ・お客様への訪問及びご来客については、自粛は解除するが、引き続き Web 会議等を有効活用する。
- ・全地域において、出張について自粛は解除するが、引き続き Web 会議等を有効活用する。
- ・私的な長距離移動を伴う外出自粛は解除するが、各自が感染防止に万全を期する。
- ・お客様先勤務者については、お客様先の方針に基づく対応とする。
- ・ワクチン接種は勤務扱いとし、副反応等で勤務が困難である場合は、特別有給休暇（ワクチン休暇）を付与する。

今後も政府の方針、社会情勢を注視しながら必要な対応を速やかに実施してまいります。  
皆様におかれましてはご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上